

山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 山梨県知事(以下「知事」という。)は、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力を強化するため、地域一体となつて行う生産コストの削減、規模拡大、和牛子牛の生産拡大等の取組に必要な施設整備などに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県畜産・酪農収益力強化事業実施要領(平成28年9月9日付け畜第1534号)、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助額)

第2 知事は、市町村長及び県全域を対象とする広域的な取り組みを行う事業実施主体並びにその他必要と知事が特に認めた事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が行う山梨県畜産・酪農収益力強化事業(以下「補助事業」という。)を実施するための必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前条に規定する事業及びこれらに対する補助額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)を、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合にはこれを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第4 知事は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に係る内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとする

ときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止しようとするときは、中止承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（事業遂行状況の報告等）

第6 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の第3四半期末現在において事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は精算払いとする。ただし、知事が事業遂行上必要と認めた場合は、90%の額を上限として概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

なお、補助事業の性質上交付決定額について全額概算払いをする必要があると特に知事が認めたものについては、この限りではない。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告の提出、提出期限）

第8 実施主体は、事業が完了した日もしくは中止（廃止）の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 第3の2のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（第1項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は、ない場合であってもその状況等について第8の確定があった日の翌年6月15日までに同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9 知事は、補助事業の完了に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係

る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の返還)

第10 知事は次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

- 2 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額に対して年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第11 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を得ないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第12 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えかつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第13 補助事業者は当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目

及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第14 補助事業者は、間接補助事業により事業実施主体に補助金を交付するとき、本要綱の第1から第13までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、間接補助事業により事業実施主体に補助金を交付するときは事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙様式12号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(暴力団の排除)

第15 実施主体が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき、県は、催告することなしに事業を中断し、既に支払った補助金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 事業に関連する資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月29日から施行する。

別表（第2，5関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金	<p>山梨県畜産・酪農収益力強化事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>1 施設整備 (1)家畜飼養管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉牛牛舎 ・乳牛牛舎 ・一般豚舎 ・分娩豚舎 ・ウインドレス舎 <p>(2)家畜排泄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥舎 ・尿貯留施設 <p>(3)自給飼料関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンカーサイロ ・飼料原料保管施設等 ・飼料調製施設 <p>2 家畜の導入に要する経費</p>	<p>1/2 以内</p> <p>1/2 以内 なお、導入する畜種ごとの上限は山梨県畜産・酪農収益力強化整備事業実施要領に定める。</p>	<p>1 事業費の 30% を越える増減または補助金の増減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 事業実施主体及び取り組み主体の変更</p> <p>4 成果目標の変更</p>

様式第1号（第3関係）

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付申請書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で協議した事業計画の内容のとおり事業を実施したので山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、山梨県畜産・酪農収益力強化整備事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

様式第 2 号（第 4 関係）

文書番号
平成〇年〇月〇日

市町村長 氏名 殿
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県知事 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）第 5 条第 1 項及び山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第 4 条により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となるその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は申請書の経費の配分の欄記載の通りとする。
- 4 補助事業者は、次の法律、要綱、要領等に従わなければならない。
 - (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 生畜第 1677 号農林水産省生産局長通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31

年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。) 、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件 (平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)

(2) 山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱 (平成 28 年 11 月 29 日付け畜第 1535 号)、山梨県畜産・酪農収益力強化事業実施要領 (平成 28 年 9 月 9 日付け畜第 1534 号)、山梨県補助金等交付規則 (昭和 38 年山梨県規則第 25 号)

5 補助事業者は、概算払いにより間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払いを受けた補助金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

6 補助事業者は、事業実施主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運用されるよう指導しなければならない。

7 補助金の交付の条件は前記 6 までに定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア 事業実施主体は、この補助金に係る法令、要綱、要領に従うべきこと。

イ 補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年整備保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式第 10 号の財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならないこと。

なお、実績報告の際に額の確認に必要な財産管理台帳、証拠書類等の写しを提出しなければならないこと。

ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

エ 前号の財産のうち、1 件あたりの取得価格が 50 万円以上の財産については減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間 (ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内) においては、補助事業者の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うにあたって補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容 (金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他

必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、補助事業者の承認を受けたものとする。

オ 事業実施主体が、前号により補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより、収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(2) 補助事業者は前記エにより承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得てから承認を与えなければならない。

なお、前記エのただし書の場合にあっては、知事の承認を受けたものとする。

(3) 補助事業者は、前記オにより事業実施主体からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

(4) 補助事業者は、間接補助事業について、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金及び県補助金相当額を県に返還しなければならない。

8 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は以下のとおりとする。

(1) 知事は次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額に対して年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

9 補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

10 補助事業が完了した日(廃止の承認を受けた場合はその承認の日)から起算して一箇月を経過した日又は翌年度の年4月10日のいずれか早い期日までに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

様式第3号（第5関係）

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金変更等交付申請書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請する。

記

理由

様式第4号（第5関係）

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金中止（廃止）申請書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり中止したいので、山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請する。

記

理由

様式第 5 号 (第 6 関係)

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業遂行状況報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第 3・四半期までに完了したものの		第 4・四半期までに完了したものの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第6号（第7関係）

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金概算払い請求書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を概算払いの請求をする。

記

- 1 概算払請求額
- 2 内訳

区分	既受領額		今回申請額		残 金		事業完了予定年月日	備考
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	%	円	%	円	%		

(注) 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
「既受領額」及び「今回申請額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

- 3 概算払請求の理由
- 4 支払いの方法
 - (1) 現金 指定金融機関名
 - (2) 口座振替 振替先銀行名
口座名

預金種別（当座・普通）
No.

様式第7号（第8の1関係）

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業実績報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、補助金交付決定通知の内容に従い実施したので、山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

（事業実施主体への補助金交付完了日 平成 年 月 日 注1）

- （注）1 間接補助事業により事業実施主体に対し補助金を交付している場合にあっては、補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し、事業実績写真等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があった場合に限り添付すること。
- 3 外部へ委託した場合は、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

様式第 8 号 (第 8 の 3 関係)

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

山梨県畜産・酪農収益力強化事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金について、山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第 8 条の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者(取組主体)が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付記 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

- ・付記 3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・その他参考となる資料を添付すること

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定の時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載。

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第 9 号 (第 11 関係)

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名 印
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏名 印

財産処分承認申請書

山梨県畜産・酪農収益力強化事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱第 11 条に基づき申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第 12 号（第 14 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

平成 年 月 日

事業実施主体名
代表者 氏名

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別添様式（第3関係の添付）

I 総括表（計画または実績）

（市町村名： ）

番号	事業実施 主体名	取組内容	対象畜種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設区分、構 造、規格、能力等)	事業費(円)	負担区分				完了 (予定) 年月日	備考
						国庫補助金 (円)	県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)		
	事業費	—	—	—							
	附帯事務費	—	—	—							
	計	—	—	—							
	事業費	—	—	—							
	附帯事務費	—	—	—							
	計	—	—	—							
	事業費計	—	—	—							
	附帯事務費計	—	—	—							
	合計	—	—	—							

(注) 1 「取組内容」欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること

2 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあつては

併記すること。

3 「事業内容」欄には、畜産・酪農収益力強化事業実施要綱に掲げる事業内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等
附帯事業の内容等を記入すること。

4 「備考」欄には事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇
〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに同税額を減
税した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

II 附帯事務費

事業内容	事業費	負 担 区 分			備 考
		交付金	県 費	その他	
合 計					

(注) 1 「事業内容」の欄には生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 「事業費」及び「負担区分」の欄には、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

III 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容

事業実施主体名	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

IV 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 県 費					
3 市町村費					
4 事業実施主体					
5 取組主体					
6 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 山梨県畜産・酪農収 益力強化整備事業費 補助金	円	円	円	円	
合 計					

V 添付書類

- 1 市町村の補助金の交付に関する規定又は要綱
- 2 実施設計書（実績報告にあつては、出来高設計書）
- 3 その他必要と認められるもの

VI 補助金の口座振替払先

振込先銀行名	〇〇銀行 〇〇支店
預金種別・口座番号	1 普通 2 当座 No. 〇〇〇
口座名義（カナ）	

別紙様式第 10 号 (第 12 関係)

財 産 管 理 台 帳

地区名		地区		事業実施年度	年度	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業										
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業 種目	事業主体	工種構造 設置区分	施行箇所又 は設置場所	事業量 (数量)	着工年 月日	竣工年 月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認年 月日		処分の 内容
								国庫補 助金	県費	市町 村費	その他					
							円	円	円	円	円					
計																
計																
合 計																

- (注) 1 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 「処分の内容」の欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記載すること。
- 3 「摘要」の欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、「処分制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第 11 号（第 13 関係）

畜産・酪農収益力強化事業補助金調書

県			地 方 公 共 団 体										備 考
			歳入			歳出							
補助事業名	交 付 決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収 入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補助 金相当額	支出 済額	うち国庫補助 金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補助 金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。